

委 員 会 規 程

本組合に設置する委員会の組織及び運営は、本規程に定めるところによる。

(目的)

- 第1条 委員会は常務役員会の諮問に応じその所管事項に関しこれを開催、その審議の結果を当該委員会の決定事項又は意見として常務役員会に答申、もって組合の円滑なる運営と組織の強化、充実を図る。
- 2 答申は書面又は口頭をもっておこなう。

(種類)

- 第2条 委員会の種類は次のとおりとする。
- (1) 総務委員会
 - (2) 厚生委員会
 - (3) 経営活性化委員会
- 2 委員会の新設及び委員会の統廃合又は見直し等は、総代会に諮り行う。
- 3 上記委員会の他、特別委員会を設置することができる。

(委員会の所管事項)

- 第3条 委員会の所管事項は別表のとおりとする。

(担当常務役員)

- 第4条 各委員会には常務役員会において決定された担当常務役員を置き、担当役員は常に密接なる関係をもってこれにあたるものとする。

(組織)

- 第5条 委員会は、委員をもって組織する。
- 2 委員は本組合の理事、支部長のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 必要に応じて学識経験者の委嘱を妨げない。
- 4 常務役員会は必要に応じて部会を設置することができる。

(委員の任期)

- 第6条 委員の任期は理事、支部長の任期とする。
- 2 任期の途中で委嘱された委員の任期はその残任期間とする。
- 3 委員の任期は上記のとおりとし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第7条 委員会に委員長1人、副委員長を若干名置くことができる。
- 2 委員長は理事から、また副委員長は委員のうちから互選する。
- 3 委員長は委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはあらかじめ定めた順位に従い前項の職務を代行する。

(委員会の招集)

- 第8条 委員会は常務役員会の議により必要に応じて理事長、委員長が招集する。

(代理出席)

- 第9条 委員会における委員の代理出席は原則としてこれを認めない。

(委員会の議事)

- 第10条 委員会の議事は出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長が決するところによる。

(委員の秘密保持義務)

第 1 1 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(本規程の改正)

第 1 2 条 本規程の改正は常務役員会の議を経て理事会の議決により改正するものとする。

本規程に定めのない事項については常務役員会において協議決定する。

附 則

- 予算委員会及び決算委員会については、本規程を準用するものとするが、委員の任期についてはその総代会終了までとする。
- 2 特別委員会については、本規程を準用するものとするが、委員の任期については目的を達成した場合をもって終了する。

別 表

委 員 会 所 管 事 項

名 称	所 管 事 項
総 務 委 員 会	1 定款・諸規程の制定、改廃に関する事項 2 免許対策及び酒類の販売における社会的規制に関する事項 （販売方法及びアルコール問題等） 3 組合の組織強化に関する事項 4 その他各種委員会に属せざる事項
厚 生 委 員 会	1 組合員及び家族従業員のためにする共済事業に関する事項 2 福利厚生に関する事項 3 労働保険事務組合及び各種保険に関する事項
経 営 活 性 化 委 員 会	1 組合員の経営合理化、近代化に関する事項 2 専門店に関する事項 3 リサイクルに関する事項 4 不公正販売等に関する事項 5 その他、経営に関する事項